

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災された世帯に対する  
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

貸付対象	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災し、栃木県に避難した世帯 ※ただし、次の要件を満たすこと ①当分の間（1 か月程度以上）栃木県に居住する予定であること ②継続的に連絡が取れること
貸付限度額	<u>10万円以内</u> ※ただし、次に該当する場合は20万円以内 ①世帯員の中に死亡者がいるとき ②世帯員に要介護者がいるとき ③世帯員が4人以上いるとき ④前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき
据置期間	貸付けの日から <u>1年以内</u>
償還期限	据置期間経過後 <u>2年以内</u>
連帯保証人	不要

※借入に関する相談窓口は、栃木県内の各市町社会福祉協議会です。

※相談時には、本人確認のできる運転免許証、パスポートなど公的機関が発行する身分証明書をご持参ください。

問合せ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

(〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6)

**TEL 028-622-0524**